



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤俊昭
(コード番号 1898 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部長 打越 誠
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 3 4 5

単元株式数の変更および株式併合ならびに
発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および株式併合ならびに発行可能株式総数の変更について、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社では、本日、「中期経営計画の策定および今後の資本政策等に関するお知らせ」、「剰余金の配当（復配）に関するお知らせ」および「定款の一部変更に関するお知らせ」を公表いたしておりますので、あわせてご参照ください。

記

I. 単元株式数の変更

1. 単元株式数変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、同行動計画の趣旨を尊重し、今般、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するものであります。

2. 単元株式数変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、本単元株式数の変更および下記Ⅲ. の発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案ならびに下記Ⅱ. の株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

Ⅱ. 株式併合

1. 株式併合の目的

上記Ⅰ. のとおり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を 100 株に変更いたしますが、これにあわせ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、普通株式の併合（5 株を 1 株に併合）を行うものです。

また、当社では、平成 17 年 9 月に有利子負債の圧縮と自己資本の増強を目的として、第三者割当増資により、普通株式 60,000,000 株、優先株式 18,400,000 株（A 種優先株式 6,000,000 株、B 種優先株式 12,400,000 株）を発行し、さらに、優先株式については平成 26 年 3 月期をもってすべての処理を完了いたしました。その処理過程における転換請求権（普通株式を対価とする取得請求権）行使による普通株式の増加数は、発行当初からの累計で 80,618,072 株となり、平成 26 年 3 月 31 日現在の発行済普通株式数は 202,072,037 株となっております。

このたびの株式併合により、株主還元への機動性が高まるとともに、時価総額に対して発行済株式総数が多いという状況が解消され、株主、投資家の皆様、様々な指標を通じ、会社の現況について、より理解を深めていただけるものと考えております。

2. 株式併合の内容

- (1) 株式併合する株式の種類 普通株式
- (2) 株式併合比率 5 株を 1 株に併合する
- (3) 減少株式数

[普通株式] (平成 26 年 3 月 31 日現在)

併合前の発行済株式総数	202,072,037 株
併合により減少する株式数	161,657,630 株
併合後の発行済株式総数	40,414,407 株

(注)「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(4) 株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は 1/5 に減少しますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにより、株式の売買単位は 1/10 の 100 株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはありません。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

3. 併合により減少する株主数

平成 26 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

当社の株主構成 [普通株式] (平成 26 年 3 月 31 日現在)

総株主数および発行済株式総数	総株主数 (割合)	発行済株式総数 (割合)
全株主	12,174 名 (100.0%)	202,072,037 株 (100.0%)
5 株未満 (1~4 株)	75 名 (0.6%)	105 株 (0.0%)
5 株以上	12,099 名 (99.4%)	202,071,932 株 (100.0%)

(注) 本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を保有されている株主様 75 名（その所有株式の合計は 105 株）が株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取を請求することができるほか、当社定款の定めにより単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すよう請求することができます。

4. 株式併合の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに上記Ⅰ. の単元株式数の変更および下記Ⅲ. の発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅲ. 発行可能株式総数の変更

1. 発行可能株式総数変更の理由

上記Ⅱ. のとおり株式併合が実施されますと、発行済株式総数は 40,414,407 株となることから、発行可能株式総数を適正な水準とするため、今後の資金調達における機動性を損なわない範囲で発行可能株式総数を減じるものであります。

なお、発行可能種類株式総数の定めについては、不要となりますので、これを全て削除いたします。

2. 発行可能株式総数変更の内容

発行可能株式総数

	現 行	変更後
発行可能株式総数	487,600,000 株	150,000,000 株
うち普通株式	481,600,000 株	—
A種優先株式	6,000,000 株	—

3. 発行可能株式総数変更の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、本発行可能株式総数の変更および上記Ⅰ. の単元株式数の変更に関する定款一部変更議案ならびに上記Ⅱ. の株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

Ⅳ. 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の日程

取締役会決議日	平成 26 年 5 月 9 日
定時株主総会決議日	平成 26 年 6 月 27 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 26 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 26 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 26 年 10 月 1 日 (予定)

※上記の単元株式数の変更に伴い、平成 26 年 9 月 26 日以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

以 上